

お申込みから利用当日までの流れ

貸室の予約申請は、6か月前の同日からです。
※ 休館日の場合は翌開館日となります。

はじめに、お電話で空き室状況を確認の上、仮予約してください。

来所または電話 **Tel.06-4392-8200**

予約受付時間：午前9時30分～午後5時

来所またはファックス **Fax.06-4392-8206** にて、
「施設使用許可申請書」を提出ください。

- ※「施設使用許可申請書」の様式をダウンロードすることができます。
- ※仮予約された日に必ず申請書を提出してください。
- 仮予約のままでは予約は完了していません。
- ※やむをえずキャンセルとなる場合は速やかにご連絡ください。

センターから、「施設使用許可申請書」を提出いただいた方へ申請受理の連絡をします。

センターから案内があるのは、次の2点です。

- ①「施設使用許可申請書」の受理印を押したもの
- ②納付期限・振込口座のお知らせ（このPDFの2枚目にサンプルがあります）
※平成30年1月1日以降

申請受理後は、いずれかの方法で納付期限内に、貸室使用料の納付をお願いします。

- ①窓口で現金納付
※納付時に領収書をお渡しします。
- ②口座振込（平成30年1月1日以降）
※振込手数料は貸室を申請いただいた方の負担となります。

事前の利用手続は以上です。
使用日は付属設備使用料のお支払い（未納の方のみ）をお願いします。
ご利用ありがとうございます。

貸室を申請いただいた方へ

このたびは、当センターをご利用いただき、ありがとうございます。

お申し込みの受け付けが完了しましたので、お知らせいたします。

使用料に関しては、原則窓口でお支払いいただきます。振込を希望される場合は振込手数料をご負担ください。

また、納付期限及び還付基準が定められておりますので、必ず以下をご確認ください。

▶ 貴団体（あなた）の納付期限は、 月 日までです。

【納付期限】

期間（申請日から起算して）	使用料の納付期限
使用日の前日まで 36日以上前に申請した場合	使用日の1か月前の日 月 日までです。
使用日の前日まで 7日以上35日までに申請した場合	申請の日の6日後の日 月 日までです。
使用日の前日まで 7日未満の日に申請した場合	使用日当日

※納付期限の日が休館日の場合は、翌開館日となります。

※付属設備使用料と合算して納付することができますが、納付済の付属設備使用料のみの取消に伴う還付はできません。付属設備使用料は当日納付をお勧めします。

【還付基準】

使用許可の取消しを申し出た日	金額
使用日の1か月前の日まで	全額
月 日からは返金できません。	

※貸室をキャンセルし、還付請求される場合は、当センターへ電話連絡をお願いします。

所定の手続きをご案内します。

【振込先について】

▶ 振込を希望される方は、ゆうちょ銀行で青色の振込取扱票（手数料振込者負担）に以下の内容を記入して振り込んでください。内容確認のために、ご協力をお願いします。

払込取扱票

00	口座記号		口座番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	9	0	0	0	2	3	7	1	9	0	0	0
加入者名 大阪市社会福祉研修・情報センター					料金	※金額を入れること							
* 大阪市社会福祉研修・情報センター会場使用料					備考								
通信欄	使用日	貸室名	利用区分		金額								
	月 日		午前・午後・夜間・全日										
依頼人	〒 郵便番号		日 附 印										
	所在地		様										
お名前		申請者名											
おなまえ		様											
(ご連絡先電話番号)													

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号	0	0	9	0	0	0		
口座番号	2 3 7 1 9 0							
加入者名	大阪市社会福祉研修・情報センター							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
※金額を入れること								
* 申請者名								
様								
料金	(消費税込)		日 附 印					
円								
備考								

この受領証は、大切に保管してください。

各票の※印欄は、ご依頼人様において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。